

委託契約実施説明書

第1章 委託契約の申込方法等

1 委託の概要

(1) 業務の概要

ア 業務委託名	令和8年度浜松市企業版ふるさと納税マッチング支援業務
イ 業務内容	別紙「業務説明資料」のとおり
ウ 履行期間	契約締結日から2027年3月31日まで
エ 予算額	4,730,000円（消費税及び地方消費税額込み）

※この金額は、業務全体の予算額であり、受託者が複数の場合は、すべての受託者に対する委託料の支払を本予算より支払うものである。

※事業の実施に当たって、予算額を超える成果報酬が生じる寄附が見込まれる場合は、別途協議する。

※成果報酬による委託金額が予算額を超えることが見込まれるときは、補正予算等により予算額の変更を実施する場合がある。また、申込書類提出期限前に募集を打ち切る場合がある。

オ 委託料	<ul style="list-style-type: none">委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、次の計算式で算出した委託料を支払うものとする。 寄附額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。支払時期については、契約締結時に協議するものとする。委託料には業務において発生する交通費、事務経費等の諸経費一切を含む。
カ 委託団体数	<ul style="list-style-type: none">別紙に定める企画提案書評価基準において、評価点が満点の5割以上を満たした提案者を受託候補者として特定する。申込は募集期間内に1事業者につき1回に限る。

(2) 書類一覧

本委託契約で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明書	
4	評価基準	
5	委託事業者随時募集実施要9領	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	結果通知書
8	別記1	入札参加資格審査申請に準じた書類

※6～8 は、委託事業者随時募集実施要領に添付

(3) 実施の流れ

本委託契約におけるスケジュールは次のとおりとする。

申込書類提出	募集開始から 2027 年 2 月 26 日（金）午後 5 時まで
審査期間	申込書提出～ 2 週間程度
審査結果の通知	書類審査終了～ 1 週間程度
契約締結	審査結果の通知～ 1 週間程度（受託者と協議の上、決定）

※ 申込書受理以降、契約締結までの期間は 4 週間程度を想定。

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市企画調整部企画課地方創生・SDGs 推進グループ（浜松市役所本館 5 階）

電話 053-457-2241 FAX 050-3730-1867

メールアドレス kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 申込資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3099：その他業務委託）の認定を受けている者。
 - イ 引き続き 1 年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を企画提案書等と共に提出した者であり、納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
また、同要綱第 1 条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (4) 会社更生法（2002 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（1999 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- 4 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）、参考見積書の内容
 - (1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 寄附見込企業の洗い出し、調査分析に関すること
 - ・寄附見込企業の洗い出し、調査分析に係る手法や自社の強みについて
 - イ 寄附見込企業に対するアプローチ及び本市とのマッチングに関すること
 - ・寄附見込企業に対して伝える企業版ふるさと納税のメリットや、浜松市の寄附活用事業について
 - ・個別訪問等の寄附見込企業へのアプローチ方法、本市とのマッチング手法等について
 - ウ 寄附見込企業へのサポート体制に関すること
 - ・寄附見込企業から寄せられることが想定される問い合わせや苦情の内容と、それらへの対応について
 - エ 前号のほか、本市の寄附獲得に資する支援業務
 - ・その他PRポイントなど
 - オ 事業の実施体制
 - ・業務を実施する者すべてについて、各者の関連業務実績と担当する役割分担を記載すること
 - ・本業務の一部を再委託する予定がある場合は、再委託範囲と再委託業者を記載すること
 - (2) 参考見積書は、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ・委託料の算定の基礎となる「委託料率」を示すこと。
 - ・なお、寄附金額等で委託料率の変動する場合は、委託料率の体系が分かる資料を参考として必ず添付すること。
- 5 企画提案書等作成にあたっての留意点
 - (1) 提案は、簡潔に記述すること。
 - (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
 - (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
 - (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。
- 6 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

 - (1) 委託契約実施説明書第1章4に定める条件に適合しない提案。
 - (2) 虚偽の記載をした提案。
 - (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
 - (4) 参考見積書の委託料率が、実施説明書に示した委託料率の上限を超える提案。
- 7 企画提案書等の取扱い
 - (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
 - (2) 提出された企画提案書は、本委託契約における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
 - (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合

には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

8 申込方法等

(1) 提出物

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 別記1に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類
- ウ 企画提案書等（様式任意）
- エ 参考見積書（様式任意）

(2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

(3) 提出先 浜松市企画調整部企画課地方創生・SDGs推進グループ

(4) 最終提出期限 2026年2月26日（月）午後5時まで

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

※企画提案書、参考見積書については、データをメールでも提出すること。

第2章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、企画調整部業務委託契約等検討会議において次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 書面審査

提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面にて審査を実施する。

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、評価点が満点の5割以上を満たした提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 結果の通知

申込事業者に対し、審査終了後、順次電子メールで通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該委託契約における受託候補者としての特定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受託候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章8(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第3章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本委託契約のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。